

小金井市国民健康保険特定保健指導委託業者選定審査評点基準

I 審査基準

1 業務の視点について

法令で保険者に実施が義務付けられている事業であるため、その根拠となる法令や制度を的確に把握しているかどうかを評価する。

2 業務実績について

特定保健指導は、平成20年度に開始されてから約16年が経過している。この間、他保険者等での実績があるか。また、本業務に関する業務実績が十分あるかを評価する。

3 業務内容について

(1) 指導プログラムの内容

生活習慣病等の有病者・予備群を減少させるという本事業の目的を達成するため、生活習慣の改善が見込める内容となっているか評価する。

(2) 脱落防止・利用率の向上策などの工夫

申込者が継続して指導を受けたいと思う魅力的なプログラムとなっているか。また、対象者が興味をもって申し込める工夫が凝らされているかを評価する。

(3) 実施後の評価、改善策の提起

実施後の評価が適切になされ、その評価に基づいた効果的な改善策を提起できるかを評価する。

4 業務体制について

(1) 組織体制

本事業を安定的に実施できる体制であるか。また、個人情報管理の管理体制は適切か。

(2) 実施体制

市との役割分担が明確で市の負担軽減となる工夫が施されているか。また、市の要請や協議に対して、柔軟に対応できる体制がとられているか。

5 プレゼンテーションについて

提出された企画提案書の内容を分かりやすく説明しているか、業務担当者等に熱意が感じられるかを評価する。また、質問への回答が適切で、その内容がわかりやすく説明されているかを評価する。

6 その他

コストパフォーマンスが優れているかを評価する。

II 審査評価方法

提出された企画提案書とプレゼンテーション内容を、業者選定審査基準に従い総合的に判断し、候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「小金井市国民健康保険特定保健指導委託（単価契約）プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が採点表により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を第1受託候補者、次点の者を第2受託候補者として選定する。